

## はまゆうの里訪問介護サービス運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人徳榮会特別養護老人ホームはまゆうの里が開設する訪問介護事業所「以下「事業所」という。」が行う訪問介護事業所「以下（事業という）」が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はヘルパー研修の終了者が、利用者に対して適正に訪問介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう生活援助を行う。

二 事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 はまゆうの里 訪問介護サービス  
二 所在地 宮崎県日南市中央通1丁目4番16号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。  
二 サービス提供責任者 居宅基準による員数名 利用者40名ごとに1名以上を配置  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。  
三 訪問介護員等は、居宅基準による員数名 2・5名以上（常勤換算）を配置。  
介護福祉士、1級課程修了者、2級課程修了者、初任者研修修了者  
訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。  
四 事務職員 1名（兼務） 必要な事務を行う。

### (営業日数及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から日曜日までとする。

- 二 営業時間 午前6時から午後11時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 提供する指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- (3) 生活援助に関する内容

(指定訪問介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた金額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日南市の区域とする。

(内容・手続きの説明及び同意)

第9条 訪問介護の提供に際して、あらかじめ利用者またはその家族に対して運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業者は、正当な理由がなく訪問介護の提供を拒否することはできません。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な訪問介護事業者等の紹介など必要な措置を講じなければなりません。

(受給資格等の確認)

第12条 事業者は訪問介護の提供を求められた場合は、その者の被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認することが必要です。

(申請に係る援助)

第13条

- 一 事業者は、サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない者がいる場合には、その者の

意向を踏まえ、申請の援助を行わなければなりません。

- ニ 居宅介護支援が行われていない等の場合で必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くともその者の要介護認定らの有効期間が終了する 30 日前までには行えるよう、必要な援助を行わなければなりません。

(心身の状況等の把握)

第14条 サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス提供者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 事業者は、サービス提供及び提供の終了に当たって、利用者又はその家族、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密度な連携に努めなければなりません。

(サービスの提供)

第16条 訪問介護員等は、事業所の名称及び氏名を記載した身分を証する書類を携行し、利用者及び家族から提示を求められた場合はこれを提示しなければなりません。

(サービス提供の記録)

第17条 サービスを提供した際には、提供日及び内容等必要な記録を利用者が所持する所定の記録書に記載しなければなりません。

(利用料等の受領)

第18条

- 一 サービスを提供した際は、規定する料金体系に基づいたサービス料金から介護給付額を差し引いた差額分（利用料金の1割、2割、3割）を利用者から受けることになります。
- 二 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から受ける利用料の額と訪問介護に係わるサービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしています。
- 三 通常のサービス提供区域を超える場合の交通費の支払いは利用者から受けることができます。
- 四 サービスを提供する費用の額及び内容については、あらかじめ、利用者又はその家族に説明し同意を得なければなりません。

(訪問介護の基本取扱方針)

第19条

- 一 利用者の要介護状態の軽減、悪化防止、予防に資するため、その設定し、計画的に行わなければな

りません。

- 二 事業者は、自らサービスの質の評価を行い、常に改善に努めなければなりません。

(訪問介護の具体的取扱方針)

第20条

- 一 サービス提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。
- 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(訪問介護計画の作成)

第21条

- 一 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画書を作成しなければなりません。
- 二 サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容を利用者及び家族に説明しなければなりません。また、訪問介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うことが必要です。

(同居家族に対するサービスの禁止)

- 第22条 事業者は、訪問介護訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはいけません。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第23条 事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないとにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

- 第24条 訪問介護員等は、実際にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはなりません。

#### (非常災害対策)

第25条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業・終了時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- (2) 非常用災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限とどめるため、消防団を編成し任務の遂行にあたるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・・年2回以上
  - ②利用者含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・年2回以上
  - ③非常災害を設備の使用方法の徹底・・・・・・・・年2回以上

#### (虐待防止に向けた体制等)

第26条 虐待防止のための措置を以下の通り実施する。

(身体的虐待・介護等の放棄、放任・心理的虐待・性的虐待。経済的虐待)

高齢者虐待防止委員会を設置し下記の通り実施する。

- (1) 管理者を含む幅広い職種で構成する。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。その結果について、職員の周知を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- (5) 虐待または、虐待が疑われる事案が生じた場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事案関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### (身体拘束適正化)

第27条 身体拘束等を行う際の手続き

身体拘束適正化検討委員会を設置し下記の通り実施する。

- (1) 身体拘束等についての様式を整備する。
- (2) 介護従業者その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその他の状況、背景等を記録するとともに
  - (1) の様式に従い、身体的拘束等について報告する。
- (3) 身体拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析をする。
- (4) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- (5) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。

適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第28条

- 一 事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行い、従業者に遵守させるための必要な指揮命令を行わなければなりません。
- 二 サービス提供責任者は、20条に規定する業務のほか、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行うこととなっています。

(運営規程)

第29条 事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対処方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条

- 一 事業所ごとに適切なサービス提供ができるよう、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければなりません。
- 二 事業所ごとに毎月の勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を明確にしなければなりません。
- 三 事業者は、事業所ごとに所属している訪問介護等にサービスを提供させなければなりません。
- 四 事業所は、訪問介護員等の資質向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。

(衛生管理等)

第31条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければなりません。

(掲示)

第32条 事業所は運営規程の概要、勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

### 第33条

- 一 事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- 二 事業者は、秘密保持のための必要な措置を講じなければなりません。
- 三 事業者は、サービス担当者会議等での利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、その同意をあらかじめ文書により得ておかなければなりません。

### ( 広 告 )

第34条 事業者がその事業所を広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。

### (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはなりません。

### (苦情処理)

### 第36条

- 一 事業者は、利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を設置し、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための措置を講じなくてはなりません。
- 二 事業者は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問、照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。
- 三 国民健康保険団体連合会が行う場合も同様です。

### (事故発生等の対応)

### 第37条

- 一 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、また当該利用者に係わっている居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- 二 また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

この規定は定める事項以外、運営に関する重要事項は社会福祉法人徳榮会と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附則

この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 1 月 27 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。